

## 5 老人保健福祉圏域の設定

介護保険事業支援計画では、介護給付等対象サービスの種類ごとの見込みを定める単位となる圏域を定めることとされており、これを老人保健福祉圏域（老人福祉法第20条の9第2項に規定する区域をいう。）として取り扱うものとされています。

本計画においては、「第7次山形県保健医療計画」で定める二次保健医療圏域（医療法第30条の4第2項第14号に規定する区域をいう。）と整合性を図り、医療及び介護について総合的な確保を推進するために、「村山老人保健福祉圏域（村山圏域）」、「最上老人保健福祉圏域（最上圏域）」、「置賜老人保健福祉圏域（置賜圏域）」、「庄内老人保健福祉圏域（庄内圏域）」の4つを老人保健福祉圏域と定めます。

